

第九十二回帝國議會 昭和十四年法律第七十八號を改正する法律案(寺院等に無償にて貸付しある國有財産の處分に關する件)

委員會會議錄(速記)第二回

付託議案

昭和十四年法律第七十八號を改正する法律案(寺院等に無償にて貸付しある國有財産の處分に關する件)(政府提出)(第一四號)

證券取引法案(政府提出、貴族院送付)(第一五號)

日本證券取引所の解散等に關する法律案(政府提出、貴族院送付)(第一六號)

昭和二十二年三月十五日(土曜日)午後一時二十一分開議

出席委員

委員長 大谷 豊潤君
理事 大石 倫治君 理事 小笹 耕作君
理事 西村 榮一君
杉田 馨子君 稻本 早苗君
白井 秀吉君 最上 英子君
川島 金次君 澤田 ひさ君
澁谷 昇次君 井上 徳命君
増井慶太郎君 丸山修一郎君
出席政府委員
大藏事務官 加藤 八郎君
大藏事務官 今泉 兼寛君
文部事務官 福田 繁君
農林技官 中尾 勇君

本日の會議に付した議案

昭和十四年法律第七十八號を改正する法律案(寺院等に無償にて貸付しある國有財産の處分に關する件)(政府提出)

○大谷委員長 それではこれより會議を開きます。

まず昭和十四年法律第七十八號を改

正する法律案、寺院等に無償にて、貸付しある國有財産の處分に關する件を議題といたします。これより質疑に入ります。井上徳命君。

○井上(徳)委員 社寺の國有境内地、保管林の處分につきましては、先年來關係のある各宗教團體、すなわち神社、寺院等が非常な關心をもち、かつまたどういふようになるかというこについて心配をいたしておられたのでありますが、こゝにこの法律案が提出されまして、多少安心することができるといふやないかと思つております。それにつきまして疑問に思つておりますところをおよそ十項ほどお尋ねいたしたいと思つております。

第一に社寺がずっと以前に土地をいたしたのでありますが、その土地をしたものが境内地並びに保管林というようになつておるのであります。社寺側から申しますと、土地をしたものでありますから、それはそのまゝ社寺に無償譲與をしてもらいたいといふことが社寺のすべての熱望であつたのであります。ところがその熱望は、全部この御時勢では容れるわけにはいかないといふやうなことであつたのか、そういうやうな熱望が全部達成されておるといふことは考えられないのであります。しかしそれにしてもこゝに法律案によつて社寺に對して多少ともありがたむ處置に出ていたといふことは、一方また感謝いたしておるやうな次第であります。第一土地についての證據と申しますか、由緒と

か、記録とかいふやうなものを提出する責任は一應社寺側にあるわけでありますが、その證據書類を添附しなければならぬ確たる證據がなければ、由緒、沿革等をできるだけ社寺側でよく調べて提出すればよいのでございまして、第一にその點をお尋ねいたしたいと思つております。

それから第二番目は無償譲與の範圍は勅令で定められると思つてゐるが、現行の、すなわち昭和十四年の勅令第八九二號の第一條と比較いたしますと、書き現わされた文字の上で多少現在のが嚴格になつておるやうに思ひますが、大體においては變りはないと考へてよろしいものでありましようか。

第三は、既に社寺が現行法によつて先年譲與の申請をなしておりますが、その未決定のものがまだたくさん残つておるやうに思つております。その未決定の分はまた改めて申請し直さなければならぬのでありましようか。その點であります。

その次には社寺境内地處分審査會といふものができようであります。その審査會の委員と申しますか、會員と申しますか、そういうものの組織機構といふものはどんなふうになるのでありましようか。すなわち關係のある社寺側からもこの審査委員會と申しますか、こゝにいうものの機構の中にいらしていただくものでありましようか。また中央の審査會でも地方の審査會でも同様であります。そういうものの機構の中に社寺のものがいらしていただくものかどうか。その點をお尋ねいたしたいと思います。

それから次に社寺保管林處分審査會、この會の機構はどういう工合になつておりますものか。それからその社寺保管林が無償譲與されるもの以外に社寺の保管を解除するといふことではあります。社寺の保管林を解除するといふことは一體どういふふうになるのでありましようか。具體的にちよつと御説明を願われれば仕合せだと思つております。

それから最後に社寺の保管を解除したその森林といふものは一體どういふ工合に賣却處分されるか、そういう御意見があるのかどうか。以上の點についてお尋ねいたしたいと思います。

○加藤政府委員 ただいまお尋ねでございました點、保管林關係は後刻農林省の方から御説明いたすことにいたしまして、前段の境内地關係の分につきましてはお答え申し上げます。

第一の御質問の點は土地等の證據は社寺側が出さなければならぬけれども、その場合に確たる證據が必要であるかといふのは御趣旨のお尋ねと存じますが、もちろん證據と申しましては随分古いことでございしますので、その記録等がはつきり現在残つていない場合もあるかと存じます。それで私たちの考へをいたしましては、大體社寺等におきまして、たとえば朱印狀、刻印狀などといふもので、もと社寺が保持しておつたといふやうな實情のわかるものはもちろんそれで結構でありますし、またそういう證據がなくとも昔の古書等によりまして、沿革的なことがはつきりいたすものがございすれば、そういう間接的な傍證でも結構だと存じております。いろ／＼取扱上におきまして、そういう證明のつくり限りを間接的なもので結構でございすから出していただいて判斷いたしたいと思つております。

それから第二の點は無償譲與する場合、あるいは半額賣拂いする場合の範圍につきましてお尋ねがございましたが、この點は從前の法律の施行勅令の第一條にございする範圍とは大體同じでございますが、若干内容におきまして變更いたした點がございします。その點はお手もとに資料としてたゞいま昭和十四年法律第七十八號改正法律案參考資料といたしまして差上げたも

の第一番目の昭和十四年勅令第八百九十二號改正勅令案要綱の第一條にその内容を示しておるのでございます。

前の勅令と違つた點を申し上げますと、この各號のうち第一號に本殿、拜殿、社務所というようなものが新たに加わりましたのは、これはこのたびの法律改正によりまして、神社の土地につきましても同じような取扱ひをいたします關係上こういう字句を新たに挿入したのであります。それから二號、三號、四號は従前通り變りございません。第五號におきまして社寺等の尊嚴を保持するために必要な土地というふうにこのたび改めました。これは従來の勅令ですと、社寺等の風致を維持するために必要な土地といふうにごさましたが、風致維持ということとを表面に強出すことは敗戦後の現在の國情に鑑みましてどうであらうか。むしろそういう意味でなしに社寺の尊嚴を保持するために必要な土地というふうに改めることが適當であらうと考えまして、がように改正いたす考えでおるのでございます。

第七號の點でございますが、從來は歴史または、古記等によつて寺院または教會と密接なる緣故のあるものと認めらるゝ土地となつておつたのでございますが、これを社寺等に特別の由緒のある土地と書き改めてございます。しかしこれは社寺等がたゞ密接な緣故があるというふうなことで緣故關係を非常に廣くやりますと、適當でないものまで讓與の範圍にはいつてくるような事情もありますので社寺等に特別の由緒のある土地というふうに由緒關係を強くいたしまして、そういう土地を讓與の対象にすると、こういうふう

改めたのでございます。その他の點につきましてはほとんど從來と變りございません。

それから第三の點でございます。この前の昭和十四年の法律第七十八號の施行されましたときに申請いたしましたものは今回改めてこれを申請するの必要があるかという點についてでございます。この前の法律施行のときに出しております申請の數は讓與關係におきまして三萬三千四百二十六件の申請が出ておつたのでございます。それに対して讓與をいたしたものは九千六百三十八件でございまして、現在讓與の處理が済んでいないものは二萬三千七百八十八ということになっております。なお賣拂ひの申請につきましては申請を受理いたしましたものは六千三百十件、そのうち賣拂ひになつたものは三百七十八件になつております。また賣拂未済が五千九百二十九件と大分残つております。これは御承知のように戦争が始まりましたから不急の仕事だということで一應處理を中止しておりました關係で片づかなかつたのでございます。この度の法律改正によりまして再びこれを申請を出していただくように考へていたのでございますが、その理由はこのたびの法律改正の内容は前同と趣旨におきまして内容におきましても相當變つておりますので、法律といたしまして各條項の改正ではなしに、全文改正というふうな形式をもちまして改正いたしますし、また讓與なり半額賣拂ひの條件も前と變つてまいりましたので、お手數でもやはりもう一度出していただくようにお願いしたいと考へてさようにしてございます。なおこの前に出ておりました書類の中で圖面等が再び利用できるものがございましたらば、そういうものは今回の申請にそれを利用していただくというふうないろいろの點で調整はいたしたいと存じますけれども、一應は改めて申請を出していただくようにお願いしたいと思つております。

第四の委員會の組織の點でございますが、これに社寺等の關係者の方がはいるかどうかという御質問でございますが、境内地處分審査會の方で今豫定しておりますのは、中央の審査會におきましては官廳側が六名、そのうち大藏次官が會長ということに豫定してございます。それから民間側が六名、こんなふうな考へてございまして、その場合に民間の方々から代表として衆議院參議院あるいは學者の方という方々も一、二名ずつ豫定してございまして、宗教團體關係からも學識經驗者として二名ほどお願いしようかと考へております。但しこの申請の場合の利益代表というふうな意味での審査委員を出すということにつきましては、適當であるまいので、そういう意味でなしに、たゞ學識經驗者として宗教團體の方を御參加願うということに考へておる次第であります。なお地方の審査會は各財務局ごとに置く豫定でございますが、その場合の構成もやはり官廳側が六名くらいと民間側が六名くらいというふうな考へておりまして、大體中央の審査委員會と同じような構想をもちまして、地方の委員も選定したいと考へておる次第でございます。それから第五番目の讓與も半額賣拂ひもしないところのもの、すなわち目的がえしうというふうなことで、宗教活動を行うのに必要

でないということになつておりますものは、どういうふうになるかということでございますが、これにつきましては何も法律上どうするということとは規定してございせんけれども、一般の國有財産の賣拂ひの例に準じまして、その元の社寺にこれを賣るとか、あるいは有償で貸しつけるとかいうような取扱ひをいたしたいと存じます。新憲法の八十九條の趣旨から見ても、そういうことができるかどうかという御疑念もたゞいまお話がございましたが、これは社寺側に對して特別にそういうことをやる、すなわち一般的にはそういう賣拂ひなり、貸しつけといふことができない場合に、社寺側にだけやるということになりますと、憲法の趣旨に抵觸するかも知れないのでございまして、一般に認めておることを社寺にも認めるということは何ら憲法に抵觸しない、こういう解釋をもつております。以上お答えを申し上げます。

○中尾政府委員 保管林に關します御質問にお答えいたします。社寺保管林の處分審査會の構成でございますが、大體たゞいま考へておりますのは、農林次官を會長といたしまして、委員には關係官廳の官吏五名、それから學識經驗者、議員關係をいたしまして二名、また宗教團體の宗教聯盟の方から一名はいつていたゞき、さらに林業團體、これは林業會ですが、この方から一名、それから學者學識の方をいたしまして林學方面から一名、また宗教方面の學者を一名、合計十一名程度にたゞいま考へております。

それから保管林の解除後の問題でありますが、從來御承知の通り社寺の上

地林につきましては、當該社寺をして保管せしめてきたのであります。今回の憲法によりましてこの保管を解除することに相なつたのであります。解除後におきましては、現在保管林中社寺が植栽いたしました造林地につきましては、一定期間中に社寺から申請があり、また森林經營上必要と認めました場合は、これは部分林として存続していくつもりであります。その他の保管林は一般の國有林と同様に經營していく方針であります。

○井上(徳)委員 たゞいまの御説明ではわかりましたが、この法律を實際に御施行なさる場合にはどうか――社寺といふものが宗教的使命を果すためには健全しかも自由にそのまゝ發達していくことによつて社寺そのものの經營もできていくわけではありますけれども、長い間の傳統を歴史によりまして、特別な社寺はその土地をした境内地また保管林などから生ずるいわば収入によりまして、たとへば教育事業をや、社會事業をやつたのがたくさんあるのであります。この法律によつてそういうものが處分されるような場合になりますと、現在やつてゐる社會事業、教育事業といふものが場合によつては停頓を來すとかまたやれないというふうな場合にもなるだろうと懸念されるのであります。どうかそういうことも一つよく政府の方で考慮に入れていたゞきまして、この處分をする場合に、その社寺がいかなる社會事業をやつてゐるか、いかなる教育事業をやつてゐるか、いかなる公益事業をやつてゐるかというふうなことを詳しく御調査下さいまして、その教育事業、社會事業または公益事業に今後注ぎ込む

はなはだ申でない次第でありますけれども、ほかに質問はないようでありますから、時間を少し頂戴してお尋ねしてみたいと思ふのであります。この社寺土地の問題は久しき間の問題でありまして、殊に今回の法律制定にあたりましては關係寺院神社等、非常な衝動を受けまして、いろいろ政府方面に陳情その他運動が行われたのであります。この法律の制定はわが國が敗戦の結果連合國の管理占領を受けることになりまして、いろいろなる方面に變革あるいは改革が行わるゝというその一つに加わつておるのであつて、わが國聲國以來大和民族われゝ國民が尊崇し來つたところの神社の崇敬心に影響し、ひいては國民思想にも影響をするような重大なる問題でありまして、歴はなはだ簡單に取扱われて永いゝ歴史因縁、故事、來歴が伴います明治

ますと一億一千三百三十三萬三千五百九十一坪、こゝういう面積が現在社寺等

半額償拂いたします場合の條件とい
うものが自然變つてまいりましたのでござ

あります。これは社寺側が前よりも譲
與の範圍が狭くなりまして、半額賣拂

て農材省に移管をする、また皇室の御料林であつたところのものを國家に移

されて、農林省の管理に屬すること、既になつたのであります。明年度からなるのであります。大體この御料林と申しても、たとえば伊勢神宮の御造營に用いられておりました木曾檜材のごとき、これはたぶん御料林であつて、伊勢神宮の御所有ではないと思つてあります。伊勢神宮の山林と申せば、神路山のようなところが残るのではありませんか、單に今の御境内だけになるのではありませんか、そういう點も一つ伺つておきたいと思ひます。北海道の方には、こういう古い神社境内の關係はあまりないかもしませんが、たとえば今で國幣大中公社、官幣大中公社であつたものを、いろいろ尊嚴を維持し、活動の必要上、相當廣面積のものがあつたと思ひますが、そういうようなものが申請をまつて、審議會の議を経て處分せられるというものになる部分と、あるいは尊嚴、活動の意味においてそのまゝ認められておるものとありましようが、それらの點はどうなるのでありましようか。

○中尾政府委員、お答えいたします。ちよつと今の御質問にお答えいたしました前に、最初に御質問になりました今の保管林の問題でございます。どれくらい社寺に譲渡されるかということをお答えしておりますから、その方から申し上げます。

たゞいま保管林となつております面積は、神社と寺院と合わせて、二萬六千二百二十七町歩になつておるのであります。そのうち今回のこの法律によりまして、宗教活動に必要な箇所といたしまして譲渡のできます箇所は、當該寺院の申請をましましてきめるのであります。たゞいま大體の見込みも立つておりません。保管林のうち社寺で造林いたしました部分につきましては先刻も申し上げた部分でございますが、一定期間中に社寺から申請があり、森林經營上必要だと認めるときは部分林として認めることに相なつておるのであります。これは寺院の方の申し出がなければわかりませんが、たゞいままでに社寺で植栽いたしました面積は千四百六十五町歩あります。さういふ御承知をお願いいたします。たゞいまお尋ねの點は、今回の新憲法によりまして御料林が國有になることに相なつたのであります。これを機會にいたしまして多年懸案でありました北海道の國有林は、從來内務省所管に相なつておりました北海道廳で經營をしておつたのであります。御承知の通り敗戦の結果わが國の森林面積は約半分に相なつたのであります。また材積におきましては四割減少の約六割程度に相なつております。この狭められた森林から八千萬同胞の民生を安定するための林産物の供給をはかりますためには、どうしても現在の林地におきまして生産力を最高度に發揮していかねば、供給ができないような情勢にあるのであります。こういう關係にありますために、從來北海道の森林は内務省が所管されておりました。その他は農林省が所管しておつたのであります。このように兩方で所管しておりますが、これは最高度の生産力を發揮することと、なかに困難であります。特にこんど北海道の御料林が移管になりました結果、北海道の國有林の面積は内地の國有林と比較いたしますと、面積が占めております。蓄積から申しまし

て五三%を占めております。そういうふうには北海道の國有林は全國的に見まして最も重要な役割を演じておるような關係にあるのであります。この際どうして機械を統一いたしましたか、統一した計畫のもとに統一した方針で施業しなければならぬ關係に相なりまして、實はこの一月初旬の閣議におきまして御料林の國有林移管を企圖いたしました。北海道の森林行政も農林省に、括することが決定になつたのであります。そうして特別會計で經理していくことに決定になりましたので、たゞいまこの閣議決定の線に副いまして準備を進めており、既に特別會計も上程になつたやうな次第であります。大體この四月一日から新たな機構で發足することに相なつております。

それからあとでお話になりました神社の境内地の林のことですが、これは御料林ではなく境内林になつておるのではないかと思ひます。木曾なんかの御料林は全部國有に移管することになつております。

○今泉政府委員、先ほど伊勢神宮につきましてお尋ねがありましたので、その點について私からお答え申し上げます。伊勢神宮は御承知の通りあの裏の裏山等の面積を入れますと、およそ六千町歩にわたつております。今も御説明がありました通り、それは境内地ということになつておりますので、あそこを森林も境内林ということになつております。従つてあそこを處分の問題は、今後具體的に社寺境内地處分審査委員會にかけまして、その審査委員會の答申をまつて處置することになります。大體この勅令案要綱の方で

差上げてございます五號の社寺等の尊嚴を保持するための必要な土地、六號の社寺等の災害を防止するために直接必要な土地、それから七號の歴史または古蹟等によつて社寺等に特別の由緒のある土地、こういう三標準で、もろこの各號に該當するといふふうにして決定されます。伊勢神宮の有として譲渡せられるということになろうと思ひます。従つてまた九號には、前各號の土地における立木地帯その他の定着物といふふうにして書いてございす。境内地としてそれが神宮の有になりますれば、その上にある立木地帯も當然譲渡の範圍になると思ひますが、具體的には審査會の答申をまつて處置したいと思つておる次第でございます。

○大石(倫)委員、この機會に文部省の方に伺つてみたいと思ひます。文部省は既に勅令をもつて神社の社格を全廢されて、どの神社も國家から見ると同一資格になつたといふのであります。これは國内關係ばかりでなく、一つの國際關係の反映がこゝに至つたのではないかと思ひます。ありますから、やむをえずとすればやむをえざるものであります。しかしながら日本の歴史を考へ、われわれ大和民族の傳統を尊重し、將來敗戦日本を再建してまいりますには、國民思想の重大性は見逃すことのできないことではあります。この國民思想は長い歴史によつて育まれ、養われて、ときの歴史によつていろいろの變化はありましたが、いかにわが國の歴史すなはち肇國の精神は今日に流れ來つたものであります。不幸にして軍閥、軍國主義者の誤れる方針によつてなすべからざる戦

を挑み、ついにわが國を亡國に導いたものであります。亡國になつたがためすべてが破壊され、すべてが變革されねばならぬということに私ははなはだ満足しかねておるのであります。中にわが國の神に對する一つの信仰、崇敬の國民性といふものは、敗戦によつて一時これを消滅させることは困難である。はたせるかな敗戦後におけるわが國民の思想を見ますと、いさゝか俄然として一變して、實に憂いにたえず惡思想が國內に彌漫せんとし、否、彌漫しつゝあるものであります。かゝのごとき險惡なる思想の上に日本の再建といふものはとうてい満足なる再建が完成するといふことは考えられない。やはり日本には日本の長い歴史によつてはぐみまれ、養われ、鍛錬せられたところの中心といふものを失うてはならないのであります。すなわち日本國民といふものは神社を中心としてまいつたのであります。その神社は明治の時代になりまして、いろいろ國幣社であるとか、官幣社であるとか、あるいは縣社、郷社、村社、あるいは無格社等、幾多の神社がありまして、それらの資格においてやはり國民はこれを尊崇の的としてきたのであります。従つてそこに思想の統一、思想の健全な誘導といふものができておつたのであります。これが一朝にして破壊せられて、今日のごとく實に危い思想が國內に彌漫していくといふことは、日本再建のために最も深き憂いを感じるものであります。しかるに文部省は、たとへば國際關係とはいふが、この尊重すべき歴史、尊重すべきこの國民思想の中心力を他愛もなく一片の勅令をもつて廢せられるといふ

ことは、私はいかなるものであろうかと今日疑問に思つておるのであります。しかし、そういう思想が封建的であるとあれば、私は甘んじて受けます。ですが、これに對して、しかも文教の府として、はもつと自重して、もつと方法がないではなからうか。もう一旦廢したものを再び復活することは困難でありましょう。また私はそれを是非せねばならんとは考えておりません。たとえ國はこういう社格、階級を撤廢いたしましたとしても、眞に國民の信仰心、眞に國民の神に對する尊敬心というものがあれば、やはりそれ／＼のなにはあります。けれども人間にはやはり一つの標準というものを示すことによつて、また誘導をし、啓蒙をし、そこにまた到達せしめることができるのであります。文部省はこれらの點について、この山林あるいは境内林、あるいは財産の處置等につきまして、今後國家の保護を離れた神社、國家の援助を離れた歴史ある寺院があるいは維持困難になり、あるいは門前雀羅を張るようなことになつてまいります。これは、決して日本としては好むべきことではないと思つております。これらに對しまして適當なお考えがあられることと思ひますが、文部省としての立場をもう少し説明をいたさうと思つております。

○福田政府委員 たゞいまお話の點につきましては、神社の社格の廢止は神社院が廢止になりましたと同時に、從來の官、國幣の社格というものが廢止されたのでございます。これはいからゆる今までの神社が國教的な地位から離れたということの意味しておるのをごさいます。新憲法の精神から申しまして、當然國家と宗教團體との關係は分離しなければならぬ状況にあるわけでございます。従つて新しい法令の建前におきましては、神社も寺院と同じような立場におきまして「宗教法人」として出發いたしたのでございます。しかしながら一方この神社の社格がなくなりまして、これは、別に從前の歴史的沿革とか、そういうものをお話のように全然なくしてしまつたと言ふわけにはまいらないのでございまして、神社の信仰の面におきましては、一宗教法人、宗教團體といったしまして、今後の新日本再建の上におきまして、果す非常な大きな使命をもつておるものと私どもは考えております。特にこの敗戦後の日本の再建の上におきまして、神社も寺院ともに宗教團體として大きな役割を果さなければならぬと考へておる次第でございます。そういう意味におきまして、今回のこの法律の實施に當りまして、宗教といふものが國民思想に及ぼす非常な重大な影響を考慮いたしまして、特にこの法律にも書いてございまして、すうに、宗教活動に必要な範圍というものを神社、寺院の存立の基礎に考へておきまして、少くとも國家としては神社、寺院が存立し得る基礎だけは確保しよう、與へよう、こういう考へ方をいたしておるわけでございます。

○大石(倫)委員 今の御説明では私は満足できませんが、それ以上お尋ねすることはどうかとも思ひますが、日本は神ながらの國であるという教を奉じて、また國民もそう信じてきたのである。従つて自分が困るとき、何か自分の安心のいく方法として、神様へお詣りをして、神様へお願いする。神様へ祈るといふようなことが日本國民の共通の關係であります。従つて神社の所在といふものは國內非常に多過ぎるほど多いのであります。今後神社の維持が國家の保護を離れて非常に困難に陥るのではないかと、單純な社格の撤廢ばかりでなしに、あるいは財政的保護を離れたばかりでなしに、この信仰心、崇敬心に非常に影響があるものであります。直接には財産があるいは社格、國家保護という有形的なものがあり、また、文教の府としてはやはり神に對する崇敬心の涵養、誘導等が今まで相當に盛りにされておつたのであります。近頃文部省の行き方を見てみますと、すうに轉進が早い。教育の方針を變へるにしろ、六・三・三制をやるといふことになると、何らの準備もなく何らの用意もなく一夜のうちに國策が立つてしまつて、あちらこちらに紛擾を起すような状態でありまして、昨日私の乗つておる自動車の運転手が九段中學の寄合に行つた。どういふことであるか。六三制が實行せられると今度入學する一年生は別の學校に行く。二年生以上はやはり今までの學校でやられる。同じ學校のうちに校長が二人できてそれ／＼二つの學校が行われるといふようなことになつてくる。これでは九段の何となく中學は優秀な生徒をもつてやつておつたのが私立よりももつと下るようになって、これは困るから運動を起さなければならぬといふようなことで大變ごと／＼したと聞いております。要するに六三制の學校をやるとしても、學校の設備もなければまた教育資材の設備もなく、漫然として直ちに國策として行つてい

く。こういうような輕薄なことで、堅實なる日本國民の思想教養ができるかどうか。私は非常な疑問をもつておる。従つて神社に對しても、國民の宗教心に對しても、それは文部省の關することであつて、國家がそこまでやらなくてもよいというなら私は何も申すことはありませんが、どうも神社の社格を廢し、保護を廢止することは平氣で簡單に行うけれども、これをいかにして維持し、いかにして經營する。いかにして國民との結びをしていくかといふことについて、文教的施設に至つては、はなはだ乏しいと思ふ。それには對して今大臣からでも聽ければよいのでありますけれども、かりにどなたからでもよいが、そういうことについて、もう少し文部省の確たる見識、確たる信念、確たる國家に對する文教の府たる眞摯を示して貰ひたいと思ふ。具體的にこれ／＼といふ必要もありませんが、その點も少し何とかなりませんか。

○福田政府委員 たゞいまのお話の氣持は十分よくわかるのであります。しかしながら新憲法におきまして、宗教團體に對しまして特別な保護とか、特典を與えてはいけないという趣旨になつておきまして、神社に對しまして特別な保護特典を政府が考へるということとは、新憲法の趣旨から申しまして、できないわけでございます。従つて文部省といひましては、そういう方面でなしに、一般の宗教界に對してできる範圍のことはい／＼いたしたい。かように考へておるわけでありまして、特に先ほども幾々御説明がございましたが、宗教の情操教育とでも申しますか、そういう情操的な陶冶に關しましては、昨年の議會で決議案がございました趣旨に従ひまして、十分今後尊重していく方針をとつております。

○井上(德)委員 たゞいま大石委員から御質問がありました。それに關連して神社のことについてお伺ひいたします。神社は既に國家の保護の手を離れて、各地にその支應もできて、萬一社格でもきめるような場合には、神社本廳でそういうことはできるのじやないかといふことも考えられますし、また神社本廳に各地の神社もほとんどすべてが宗教法人として届出があつたかのように承つております。そうすると國家の手を離れた神社は、神社本廳によつてすべて組織づけられて、そしてその神社の本來の信仰というものは自由なる國民の宗教的信仰の立場から、維持されるものは維持され、また盛んになるものは盛んになる。そういうことになつておると思ふのであります。文部省の方でも國家の手を離れた神社としては、神社本廳によつてやつておる。それに對しての保護とか何とかいふことでもなく、その神社本廳の行き方に對しては御容認になつておることと思ふのであります。そういう意味において、私は神社の將來といふものは、國家の手を離れて、もう一つの組織が立つていつたならば、むしろ健全な、自由な宗教的信仰の下から國民精神を指導し得るようなことにならぬものでないかといふような考へをもつておるのです。文部御當局の御意見もちよつと承つておきたいと思ふ次第であります。

○福田政府委員 御質問の御趣旨は、神社の統轄團體としての神社本廳のも

つておる役割とでも申しますか、そういうことについての御質問であつたと思ひます。御承知のように、神社本廳は、神社が國家管理を離れましてから間もなくできたのでありまして、その趣旨は一應國家管理を離れました神社が、個々別々にこの過渡期におきましていろいろな問題の處置が悪いという問題もありまして、とにかく一つの問題も申しますか、世話をする團體が必要だ、そういう意味において神社本廳ができたように伺つております。従つて現在はその形のもつておる活動いたしておるのでございまして、これは他の佛教連合會、あるいは宗教連盟とかいうようなものとは若干性質を異にしておるのでございまして、従いまして今後神社本廳は宗教的な面におきまして、いろいろ神社信仰の今後の發表、その他につきまして、活動の中心になるということは考えられるわけでございます。その點におきましてはたゞいまのお話のような筋に行き得るのじやないか、かように考えております。

○大石(倫)委員 どうも質問の要旨が、この法律からあまり離れて皆様に御迷惑と考へますから、大抵にしようと思ひます。たゞ大藏省、農林省、文部省が、今後たとえ國家の保護を打切つて自由自在なる信仰の發達を促す。こういう考へ方であつても、私は今日ある人に猿の話をいたしました。ちよつとこゝでそれをつけ加へて置きます。ある猿まわしが永い間猿を飼つて藝を仕込んで、いろいろ藝をさして金をとらして、とつた金は親方が收入して、それによつて親方はぜいたくをして、猿を虐待して、ときとし

ては猿が働かないと叱りつけたりする。そういう虐待は見るに忍びないから、その猿を猿まわしの手から解放してやつた。こういうラヂオ放送があつた筈であります。そのとき私はふと考へた。なるほど今まで何尺かの綱によつて繋がれて、そして自由に遊ぶこともできず、活動することもできず、猿まわしによつて追ひ使われておつた。まことにそれは不自由なことであつた。その綱を断ち切つて自由に猿を解放することが非常な彼の自由を尊ぶことにかなり喜ぶであらう。こういうふうにラヂオで聞いた。だがそれだけなら政治がないぢやないかと私は思つております。なぜならば小さいときから人によつて養われた猿は、人によつてその生活が安泰を得て生命をつないできてゐる。小鳥にしても籠の中におかないでこれを自由にしたらよほど鳥は喜ぶかと思へる。ところがこの猿は解放されたのを喜ぶか、あるいは喜ばないかは別として、はたして彼は安全な一生を送ることが出来るか。自由を本當に確保することが出来るか。私はできなかつた。彼らは幼いときから人によつて養われ、人によつて生活をしてきてゐる。これを放した場合にも彼らは生活の途を知らない。猿が山へ一匹ではいつて行つたら他の野猿のため

に虐げられ、いぢめられ、彼らは決して生活が樂にゆくものではない。こういう猿においてもどこへ行つて食を求めてどうして生活するか。彼らにはその知識もなければ準備もない。籠の鳥を放しても同様であります。彼らは籠の中にいるよりも廣々としたところに出されれば喜んで飛び歩いてそれで生活できるかと言へば、生活の途を知らないために生命の維持ができなくて、餓死してしまふような事實がたくさんある。こゝに政治というものがあつた。猿を解放してもその生活の途を知らない不慣れるものを、どこまで保護していつたら彼らは山に行つて野猿と樂しく自由に木の枝を飛びまわつて生活をして行けるか、そこまで保護をしてやるのが政治である。それをやらずにたゞおつ放したから自由である。日本人の宗教的自由を認めたからよろしいというような考へ方では、こゝに混亂を生じ、昏迷を生じて、日本再建が混亂に陥つておるような状態なんです。それでありますから神社がたとえ國家の保護を離れたという場合でも、自由の信仰によつて發達するかどうかと決して發達しない。明治神宮をこらんなさい。伊勢の大廟をこらんなさい。今までそんなに盛んであつた參詣者がほとんど祭日といへども影をひそめて、まことに申し上げかねるほどの寂寥さを感じるものであります。明治神宮はわずかに貯金數十萬圓、本年一年の維持費がないという、今までならば參拜あるいはいろいろ収入によつて少しも困らなかつた。國家の保護の額は少いのでありますけれども、一般の信仰心によつて十分なる維持ができておつた。今日はどうです、お宮が再建されても前には續がるとき參拜者があつたけれども、今度は寂寥々として參拜者がなくなつてゐる。もう神社というものの將來はまことに心細いのであります。そういうことが隨所に所在しておりますから、こういう神社を統合整理するとか、合併をするとか、合併をするとか、いろいろの方法によつて神社を

が保護をなすに先立つて講ずるのが當然ぢやないかと私は思ふ。そういうような日本の解放のしかたではどこの方面でも皆混亂するのであります。でありますからこの法律を施行するにあつても、たとえば高野山のごとき何千町歩という保管林をもつておる。比叡山のごとき、相國寺のごとき、あるいは他の寺、神社にいたしまして、相當今まで保管林、無償貸しつけの山林の收入によつて、大部分の經費がまかなわれてきたというやうなものが、もしもその處置を誤りますと、この歴史ある信仰の中心もぐらつくのであります。この法律の施行にあたりましては、大藏省、農林省、文部省、ともにほんとうに日本再建の中心が日本國民の思想であるということに重きをおかれまして、この法律がほんとうに生きて働くように御處置方を願ひたいと思ふのであります。これをもちつて私の質問を終ります。

○大谷委員長 他に質疑の通告もございませんで、本法案の討論採決は次會にいたしたいと存じます。次會は明後日の午前十時から開會いたしたいと思ひますが、あらためて公報をもつて御通知を申し上げます。本日はこれにて散會いたします。

午後三時五十五分散會